

(生 活 保 護 法)
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

指定介護機関指定申請書

(生活保護法第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)

の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称																				
所 在 地		〒																		
連 絡 先		電話番号				FAX番号														
管 理 者 氏 名						医療機関コード等														
施設又は実施する事業の種類		申請	事業等開始 (予定)年月日	既指定の 年月日	介護保険法の指定を受けている事業等															
					指定等年月日	介護保険事業者番号														
居 宅 介 護	訪問介護																			
	訪問入浴介護																			
	訪問看護																			
	訪問リハビリテーション																			
	居宅療養管理指導																			
	通所介護																			
	通所リハビリテーション																			
	短期入所生活介護																			
	短期入所療養介護																			
	認知症対応型共同生活介護																			
	特定施設入居者生活介護																			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護																			
	福祉用具貸与																			
	夜間対応型訪問介護																			
	地域密着型通所介護																			
	認知症対応型通所介護																			
	小規模多機能型居宅介護																			
	地域密着型特定施設入居者生活介護																			
	複合型サービス																			
介 護 予 防	介護予防訪問入浴介護																			
	介護予防訪問看護																			
	介護予防訪問リハビリテーション																			
	介護予防居宅療養管理指導																			
	介護予防通所リハビリテーション																			
	介護予防短期入所生活介護																			
	介護予防短期入所療養介護																			
	介護予防特定施設入居者生活介護																			
	介護予防福祉用具貸与																			
	介護予防認知症対応型通所介護																			
	介護予防小規模多機能型居宅介護																			
	介護予防認知症対応型共同生活介護																			
特定福祉用具販売																				
特定介護予防福祉用具販売																				
施 設 介 護	地域密着型介護老人福祉施設																			
	介護老人福祉施設																			
	介護老人保健施設																			
	介護療養型医療施設																			
	介護医療院																			
居宅介護支援事業																				
介護予防支援事業																				
介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	訪問型サービス																			
	通所型サービス																			
	その他の生活支援サービス																			
	介護予防ケアマネジメント																			

注 職員配置の状況、利用定員等、サービス費用基準額以外に必要な利用料については、別紙に記載のこと。

令和 年 月 日
(あて先)秋田県知事

申請者 住所

氏名

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事(指定都市等市長)あてに直接又は所在地を所轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、都道府県(指定都市等)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及び開設する事業所ごとに記載してください。
居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄、略称等を用いることなく、介護保険法による開設認可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する施設又は事業について、該当する欄に全て「○」を記載してください。
- 6 「既指定の年月日」欄は、すでに生活保護法、中国残留邦人等支援法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)の附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「18. 4. 1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。
申請中の場合は、「指定年月日等」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)の附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、各事業ごとに、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、定めている利用料全てについて、特に入居に係る利用料とそれ以外が明確に区分されるように記載してください。
- 11 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(別紙)

実施する事業等の種類		職員配置の状況				利用 員 一 等 利 定	サービス費用基準額以外 に必要な利用料の額	
		職種	常勤		非常勤			
			専従	兼務	専従			兼務
居	訪問介護サービス	訪問介護員等						
	(介護予防)訪問入浴介護	看護職員						
		介護職員						
		看護職員						
		保健師						
	(介護予防)訪問看護	准看護師						
		理学・作業療法士・言語聴覚士						
		理学・作業療法士・言語聴覚士						
	(介護予防)訪問リハビリテーション	医師						
		医師						
宅	(介護予防)居宅療養管理指導	歯科医師						
		薬剤師						
		歯科衛生士						
		管理栄養士						
		生活相談員						
介	(介護予防)認知症対応型通所介護	看護職員						
		介護職員						
		機能訓練指導員						
護	(介護予防)通所リハビリテーション	医師						
		理学・作業療法士・言語聴覚士						
	(介護予防)短期入所生活介護	看護職員						
		介護職員						
		医師						
	(介護予防)短期入所療養介護	生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		栄養士						
		機能訓練指導員						
介	(介護予防)短期入所療養介護	その他						
		医師						
		看護職員						
		介護職員						
		作業療法士						
護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	精神保健福祉士						
		生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		機能訓練指導員						
予	(介護予防)福祉用具貸与	計画作成担当者						
		生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
	防	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	専門相談員					
			訪問介護員					
			看護職員					
	防	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	作業・理学療法士等・言語聴覚士					
			その他					
		複	合型サービス	介護支援専門員				
介護従事者								
看護職員								
特	定(介護予防)福祉用具販売	理学・作業療法士						
		介護支援専門員						
		介護従事者						

(別紙)

実施する事業等の種類		職員配置の状況				利用 員等 一	サービス費用基準額以外 に必要な利用料の額	
		職種	常勤		非常勤			
			専従	兼務	専従			兼務
施設	地域密着型介護老人福祉施設							
	介護老人福祉施設							
施設	介護老人保健施設	医師						
		薬剤師						
		看護職員						
		介護職員						
		作業療法士						
		理学療法士						
		栄養士						
		支援相談員						
		介護支援専門員等						
		介護	介護療養型医療施設 介護医療院	医師				
薬剤師								
看護職員								
介護職員								
理学療法士								
作業療法士								
栄養士								
放射線技師								
介護支援専門員等								
居宅介護支援・介護予防支援	介護支援専門員等							

生活保護法第54条の2第5項において準用する
同法第49の2第2項各号に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

秋田県知事

開設者 住所 〒

※法人の場合は、主たる事業所の所在地

開設者名

※法人の場合は、法人名称及び代表者職氏名

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

- 第2項第2号関係
開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
- 第2項第3号関係
開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
 - 栄養士法(昭和22年法律第245号)
 - 医師法(昭和23年法律第201号)
 - 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
 - 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
 - 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
 - 医療法(昭和23年法律第205号)
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
 - 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
 - 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
 - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
 - 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
 - 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
 - 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)
 - 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
 - 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
 - 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
 - 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 - 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
 - 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
 - 公認心理師法(平成27年法律第68号)
 - 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
 - 臨床研究法(平成29年法律第16号)
- 第2項第4号関係
開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、都道府県知事が当該指定の取り消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、その取消の日から起算して5年を経過しない者である(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された事業所又は施設の管理者であった者が当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)
- 第2項第5号関係
開設者が、生活保護法の規定による指定介護機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第6号関係
開設者が、生活保護法の規定による介護扶助に関する検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第7号関係
第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る事業所又は施設の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第8号関係
開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者である。
- 第2項第9号関係
当該申請に係る事業所又は施設の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者である。